

【注4】『島根県歴史』(1878〔明治11〕年頃成立)は、当時の島根県が明治政府の命令を受けて編纂した公文書で、正本は明治政府に提出され、稿本(副本)が現在島根県立図書館に架蔵されている。

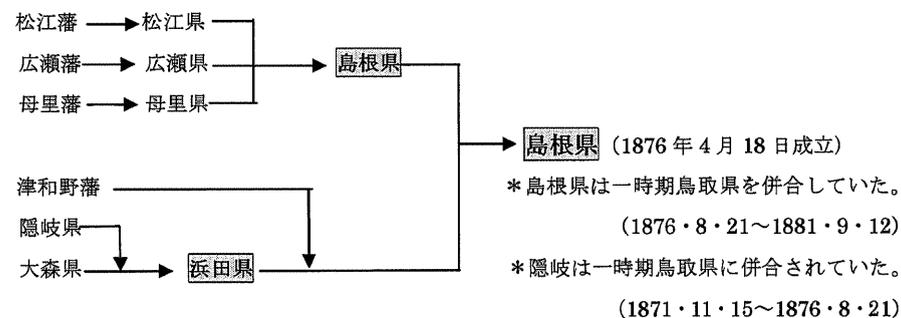
明治政府は1872(明治5)年、太政官正院(国政の最高官庁)に歴史課・地理課を設置した(10月4日)。それを契機に全国的規模での歴史・地誌編纂を企て、各県に県の歴史・地誌を編纂して政府に提出すべき旨を通達した。『島根県歴史』はこの一環として編纂されたものである。

『島根県歴史』(全16冊)全体は、次のような構成・内容となっている。

- ①『島根県歴史・政治部』: 1871年11月15日に島根県が置かれてから1876年12月までの歴史、全3冊。内容を県治・施政・拓地・勸農・勸業などの項目に分け、日を追って記述。
- ②『島根県歴史・制度部』: 政治部と同じ期間で全3冊。内容は租法・職制・禄制・刑法・禁令などの項目に分け、日を追って記述。
- ③『島根県歴史・官員履歴』: 1875(明治8)年の県令・参事以下の県官員の履歴集、1冊。

以上の3部7冊の外に版籍奉還から廃藩置県を経て島根県に統廃合されるまでの期間(1869年6月18日~1871年11月14日)の旧藩・旧県の歴史である3つの付録編各3冊ずつが加えられていた。すなわち『島根県歴史付録松江藩・松江県』『島根県歴史付録広瀬藩・広瀬県』『島根県歴史付録母里藩・母里県』である(参照:『山陰の古書』:『山陰中央新報』1981年3月27日付)。

なお他に島根県関連では、同様の構成で『浜田県歴史』全9冊がある。浜田県は、旧浜田藩領(浜田藩は1866年の第2次長州征討〔幕長戦争〕の際長州藩に占領されその預地となっていた)と旧大森銀山領(幕府直轄領)がもともなった大森県(1869年8月成立。隠岐県も支配)が1870年1月に浜田県と改称されたもので、翌年の「廃藩置県」(1871年7月14日)の際に津和野藩を編入し、さらに同年11月に石見国全体を浜田県とした。浜田県はその後1876年4月に島根県に編入され、出雲・石見・隠岐の3国からなる現在の島根県のもとが出来たのである。



【注5】「竹島外一島」の「一島」が江戸時代の「松島」(現在の竹島=独島)を指していることは、1876(明治9)年10月に島根県から内務省に提出された「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」の付属書類の中にある地図「磯竹島略図」によっても裏付けられる(この地図の写真が内藤正中・金柄烈『史的検証竹島・独島』の目次の後に掲載されている)。この付属地図には「磯竹島」(「竹島」と「松島」とが「隠岐」・「朝鮮国」と共に一枚の地図の中に正しい位置関係で描かれており、その他に島は描かれていない。したがってこの地図を含めた島根県からの伺書とそれを受けて作成された内務省から太政官宛の伺書、さらに太政官作成諸文書等に使用されている「竹島外一島」が上の地図中の「磯竹島」「松島」両島を意味することは明らかであろう。

第6章 竹島領有の閣議決定と公示をめぐる問題

6-1 ウルルン島(鬱陵島)の日本人

明治時代になって「鎖国」体制から解放された日本人は、様々な動機から海外に出かけるようになった。九州や中国・四国地方の民衆によるウルルン島(鬱陵島、江戸時代の「竹島」)への渡航もそうした時代の流れの中で始まり、徐々に盛んになっていったのである。

ただし朝鮮領であるウルルン島に勝手に渡航しその沿岸でアワビやナマコを採ったり島に上陸してケヤキなどの材木を切り出したりすることなどは、いずれも日朝間でそれに応じた国際約束(貿易や漁業に関する協定など)が結ばれる以前においては「領海侵犯」「密漁」あるいは「密入国」「樹木の盗伐」「密輸出」といった犯罪であった。

しかし明治初期のウルルン島では、朝鮮政府による「空島政策」が1882(明治15)年まで継続されており、同島に対する朝鮮政府の統治や国境管理は数年毎に見回りの役人を派遣する程度の不徹底なものでしかなかったため、上述のような日本人の犯罪行為もほとんど野放しの状態となっていた。

日朝間の漁業条約

日朝両国間における近代最初の条約は、1876(明治9)年2月に結ばれた「日朝修好条規」と「同付録」および「貿易規則」(同年8月調印)である。

この条約では、日本人が朝鮮に渡航して自由に交易できると定めていたが、交易が許可された場所は釜山・元山・仁川の3港に限定され、その他の港での交易は禁止されていた。またこの条約には漁業に関する内容は含まれていなかったため、条約が結ばれた後も、日本人が交易場所ではないウルルン島に渡航することはもとより、同島の海浜(沿岸海域)で漁をすることも処罰されてしかるべき犯罪行為であった。

その後1883(明治16)年7月に「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則」(「日朝貿易規則」)が結ばれ、その中の第41款の規定によって、日本の漁船は朝鮮の全羅道・慶尚道・江原道・咸鏡道の4道の海浜に、また朝鮮の漁船は日本の肥前・筑前・長門(朝鮮海に面する所)・石見・出雲・対馬の6国の海浜にそれぞれ出漁して漁採できることになった。またそこで獲った魚介類に限り、その地で売買することも例外的に認められることになった。当時ウルルン島は江原道に属していたので、この「日朝貿易規則」第41款によって日本から同島沿岸海域へ出漁することは合法化されたが、この規則でも日本人がウルルン島に住み着き商売することや木を伐ることは認められていなかった。

それから6年後の1889(明治22)年11月には「日朝貿易規則」第41款の施行細則というべき「日本・朝鮮両国通漁規則」が締結され、先の貿易規則で規定された地方の沿岸3海里以内で操業する両国の漁船には、船の大きさ・船主名・乗組員などについて予め届け出て免許鑑札(操業許可証)を取得し規定の漁業税を納めるように義務付けられた

【注1】。ただし同通漁規則では違反に対する裁判権が日本国海浜においては日本の地方裁判所に、朝鮮国海浜においては最寄りの日本領事館に与えられており（第11条）、日本に一方的に有利な不平等な規定となっていた（吉田敬市『朝鮮水産開発史』、p.164~166）。

朝鮮政府からの抗議と日本の対応

ところで話は前後するが、朝鮮政府は1881（明治14）年6月の江原道観察使の報告から日本人のウルルン島潜入（密航して木を盗伐していた）を知り、ただちに日本政府に抗議して日本人を退去させるよう要求した。抗議を受けた日本政府は事実を調査・確認し（鬱陵島が朝鮮領であることはかねてから日朝両政府間で確認されていることであり、同島への渡航は違法である）と国内関係各県に通達した。しかし渡航禁止の通達は守られず、その後も密航する日本人が後を絶たなかったため日本政府は再三抗議を受けた。

そこで日本政府は、1883（明治16）年10月、内務省の檜垣直枝らを民間船でウルルン島に派遣し、同島に不法在留して材木の伐採（＝盗伐）などに従事していた日本人254（255人とする資料もある）人全員を強制帰国させた。この強制措置によってウルルン島に不法在留する日本人は表向きいなくなったが、強制帰国させられた日本人たちは全員がそれぞれの出身地の裁判所で無罪となった。裁判所は、木の伐採に「窃意」は認められず木材は「朝鮮国官吏ノ恵与」に係るものと判断したという（1886年6月22日付、井上馨外務大臣から山田顕義司法大臣への書簡：『日本外交文書』第16巻所収、p.339）。

このような日本政府の消極的対応から想像できるように、自国の領事裁判権に庇護された日本人によるウルルン島への渡航や不法居留、盗伐、密貿易などは結局なくならなかった。たとえば1895（明治28）年には、朝鮮駐在の杉村濬臨時代理公使から外務省に（鬱陵島に侵入した日本人が樹木の皮を剥ぎ取るなどの悪事を働いているとして当国外相から禁止するよう要請があった。日本人の多くは釜山・元山両港を経由せず山口、福岡、広島、長崎、島根等から直接に鬱陵島へ来ていると思われるので、取り締りについては沿近各県へも訓達してほしい）との連絡があり、それに応じて原敬外務次官が関係9県の知事宛てに注意喚起と取締りを求める通達を出しているのである（「蔚陵島引上者ノ処置ニ関スル件」の付記二：『日本外交文書』第16巻、p.340~341）。

一方、朝鮮政府はほぼ400年間続けてきた「空島政策」を止め、ウルルン島に開拓農民を入植させて同島の開発を促進する政策に転換した。最初の年（1883年）の入植者16戸54人には稲や雑穀の種子、食用米、耕牛2頭などが政府から支給され、また日本人に備えて銃剣等も給与されたという（内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』p.138）。

*少し後の数字だが、参考までにウルルン島の人口について手許にある資料の数字を挙げておく。

1902（明治35）年のウルルン島の韓国人島民は556戸・3,340人、日本人は79戸・548人であった（『韓国鬱陵島事情』：『通商彙纂』234号付録、p.44）。また1909（明治42）年末の韓国人島民は902戸4,995人、日本人「移住者」総数は224戸768人で（日本人の）「定住者は殆んど島根県人にして就中隠岐島の人多し」という状況になっていた（『韓国水産誌』第2輯、p.711）。

6-2 竹島＝独島（リャンコ島）と漁業

明治時代になって前節で述べた日本人のウルルン島（鬱陵島。江戸時代の「竹島」）への渡航が復活すると、その航路の途中に位置する現在の竹島＝独島（江戸時代の「松島」、明治時代の「リアンコールト岩」）の存在にも注意が向けられるようになっていった。

たとえば、1893（明治26）年6月に隠岐からの漁船に便乗してウルルン島に渡った松江の佐藤狂水が、その航路の途中で実見した竹島＝独島（「リランコ島」）に関して次のような見聞を記している（引用文中の「竹嶋」はウルルン島を指す）。

「竹嶋ハ隠岐より西北八十余里の洋中に孤立し船を駛する五十余里に至る頃ろ一ヶの孤嶋あり俗之れをリランコ島と云ふ其周囲凡そ一里許りにして三ヶの嶋嶼より成れり此嶋に海獣海驢棲息し数百頭を以て数ふへく其叫声響々として喧しく此近海ハ鯨族の群遊ありて実に無比の捕鯨場たり鯨種ハ充分の調査を遂げさるも多分長須坐頭ならん之れを捕ふるには遠洋漁業の仕組にて汽船或ハ風帆船の補助を仰くにあらざれば罷ハさるへし此より三十余里を隔てて竹嶋あり海流に就て白ハんにリランコ島ハ寒暖海流の堺界線として可なるへし・・・」（佐藤狂水「朝鮮竹島探検」：『山陰新聞』1894〔明治27〕年2月18日付。カタカナのルビは原文のまま、平仮名のルビは引用者）。

またこの記事の10年後に刊行された葛生修亮『韓海通漁指針』（1903（明治36）年刊。序文によれば脱稿は1901年）では、竹島＝独島のことを日韓どちらの漁民も「ヤンコ」と呼んでいるとしたうえで、島の漁業について次のように述べている。

「此島には海馬非常に棲息し、近海には鮑、海鼠、石花菜等に富み、数年以前山口県潜水器船の望を属して出漁したるものありしが、潜水の際、無数の海馬群に妨げられたると、飲料水欠乏との為めに、満足に営業すること能はずして還りたりと・・・（中略）・・・、又た付近に鱸漁の好網代あり、数年以来五六月の候に至れば大分県鱸船の引継き之れに出漁するものあり、昨年春季同処より帰航したる漁夫に就て之れ〔を〕聞くに・・・（中略）・・・毎季相応の漁獲あり、従来の経験上、其網代の状態、及び鱸類棲息の様態等より観察するに、将来頗る有望の漁場たるを疑はずと、同島は蓋し当業者の為めには尚ほ充分探検の価値あるべし」（葛生『韓海通漁指針』p.123~124）。

上の2つの引用からは、日本海に浮ぶ無人の竹島＝独島が海獣（アシカ、トド類）の棲息地として知られていたことや同島とその近海に日本の中国・九州地方からすでに潜水器漁【注2】や鱸漁の漁業者がやって来ていた事実を知ることができる。次節で取上げるが、竹島＝独島のアシカ猟を独占しようとして同島の日本領土編入願を提出した中井養三郎も、元は日本海沿岸各地を経巡ってナマコ、アワビなどを採っていた潜水器漁業者であった。

6-3 「リャンコ島領土編入並ニ貸下願」と政府官僚

竹島＝独島を日本領土に編入する直接的なきっかけは、隠岐の島後・西郷在住の中井養三郎(1864～1934)が日本政府に提出した請願書「リャンコ島領土編入並ニ貸下願」(1904年9月29日提出)であるとされている。

中井養三郎の請願書提出までの経歴

請願者の中井養三郎は、1910(明治43)年頃の提出と推定される履歴書によれば、1864(元治元)年に現在の鳥取県倉吉市小鴨に生れ、1878(明治11)年に鳥取県下の小学校を卒業、翌年島根県松江市の相長学舎に入学して5年間漢学を学び(漢学はさらに東京の斯文齋でも1年間学ぶ)、その後オーストラリア渡航を志したが挫折して長崎県西彼杵郡松島に流浪し、1890(明治23)年から潜水器漁業を始めたという。

中井はそれ以降ロシア領ウラジオストク付近、朝鮮半島南部沿岸、対馬、北九州、能登半島など日本海周縁の各地で主に潜水器を使ったナマコ・アワビ漁を行っていた。そして1903(明治36)年に「リャンコールド列岩」(俗称：リャンコ島、現在の竹島＝独島)でアシカ(「海馬」)猟を行ないその「利源」が有望なものであることを確かめると同時に、同島でのアシカ猟業者の乱獲競争を目の当たりにして(このまま放置すれば遠からずアシカ資源が絶滅してしまう)と感じたという。

そこで思案した中井は、リャンコ島におけるアシカの乱獲を制御しその「利源」を持続させる方策としてアシカ猟の権利独占を思い立ち、1904年の猟期が終わった後「本島ノ鬱陵島ヲ附属シテ韓国ノ所領ナリト思ハルハヲ以テ將ニ統監府ニ就テ為ス所アラント」考えて上京し「画策」のために奔走したのである。

上に引用した文中の「統監府」はまだなかったので中井の記憶違いであるが(1906年2月1日に開庁)、見逃せないのは、中井が当初はリャンコ島を(鬱陵島の属島で韓国領である)「鬱陵島ヲ附属シテ韓国ノ所領ナリ」と考えていたという事実であり、その認識が次に見るように日本政府の官僚たちと接触する中で転換していったことである。

*なお本稿における「中井養三郎履歴書」からの引用は、島根県立図書館架蔵の『竹島資料7』に拠る。引用部分のページの数字は、同館の閲覧用複写本に付けられたものである。

領有権をめぐる認識の転換と肝付水路部長

奥原碧雲が記録した中井養三郎の回顧談によると、中井は当初「リャンコ島」(竹島＝独島)を韓国領と考え韓国政府から貸下げを受けるつもりでいたが、上京して日本政府の関係者に会って同島が必ずしも韓国領とはいえないことを知り、考えを改めて日本政府に請願書を提出することにしたという。中井の回顧談ではその経緯を次のように説明している。

「中井養三郎氏はリャンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願の決心を

起し、三十七年の漁期終るや、直ちに上京して、隠岐出身なる農商務省水産局員藤田勘太郎氏に図り、牧水産局長に面会して陳述する所ありき。同氏またこれを賛し、海軍水路部につきて、リャンコ島の所属を確めしむ。中井氏即ち肝付水路部長に面会して、同島の所属は、確乎たる徴証なく、ことに、日韓両本国よりの距離を測定すれば、日本の方十裡近し、加ふるに、日本人にして、同島経営に従事せるものある以上は、日本領に編入する方然るべしとの説を聞き、中井氏は遂に意を決して、リャンコ島領土編入並に貸下願を、内務外務農商務三大臣に提出せり」(奥原碧雲『竹島及鬱陵島』、p.27~28。下線〔実際は傍線〕は原文のまま。なお「1裡」は1.852キロメートル)

上の引用箇所では中井養三郎の「リャンコ島」の領有権に対する認識が「朝鮮の領土」から「確乎たる徴証」のない、すなわち領有国のはっきりしない島へと転じていった際のやり取りが語られているが、その核心となっている肝付水路部長の発言(「同島の所属は、確乎たる徴証なく・・・」)については以下に述べるような不可解さがあり、肝付部長が(あるいは中井の回顧談が)真実を語っていたかどうか疑問が残るといわざるを得ない。

水路部長の肝付兼行(1853~1922)は、1872年に当時の兵部省海軍部水路局へ入局して以来一貫して測量や海図作製に携わってきた技術系の将校(退任時は海軍中将)で、2代目(在任：1888.4~1892.12)および4代目(在任：1894.6~1905.10。この期間に日清・日露両戦争が行われた)の水路部長を務めた。肝付は水路部の歴史の中でも初代部長・柳権悦(民芸研究者・柳宗悦の父)と共にその名が特筆されている功労者で、予備役編入後の1907年に「日露戦役の功」により男爵位を授けられ、1911年には貴族院議員にも選ばれている(『水路部八十年の歴史』、p.15、『日本水路史』、p.21~23、p.88)。

この肝付が責任者を務めていた水路部(1888年の官制改正により「海軍一」という冠称は廃されていた)は、沿岸部や島の地形を測量したり港湾や航路の水深を測ったりして海図を作成し、また港湾や島、航路等についての情報を内外から集めて水路誌を編集するなど、航海の保安に関する情報を収集・整備して広く提供する官庁であった。その一方、戦時となれば、持てる専門知識をフル稼働させて軍に「兵要水路図誌」(軍用の海図や水路情報。必要に応じて「秘密図誌」も作成)を提供してその作戦用兵を支援するというように、軍略に深く関わる海軍の一機関でもあった(水路部条例の1897年改正第3条では、水路部長は「海軍大佐ヲ以テ之ニ補シ海軍大臣ニ隷シ・・・」と規定されていた)。

当時は日露戦争中であつたがこの戦争はかなり前から予想されていたので、水路部でも早い時期から作戦行動が想定される沿岸・海域の測量や水路情報の収集に取り組んでいた【注3】。ロシア艦隊の基地は日本海に面したウラジオストクにあつたので当然この海域の情報収集はより精密になされたと思像されるが、仮に竹島＝独島が「確乎たる徴証」のない島であつたとすれば、水路部が「兵要水路図誌」を作成する際や軍令部(海軍の参謀部)がそれを使って作戦計画を立案する最初の時点で問題になったことであろう。水路部や海軍が「確乎たる徴証」がないことを知りながら放置して開戦を迎えたとか、中井に指摘されるまでそのことに無頓着だったなど、およそ考えられないことではないだろうか。

一方ロシアの方では、1896年にウルルン島の森林伐採権を朝鮮政府から獲得したウラジオストクの貿易商・プリンナーから同島で不法伐採・密輸出を行っている日本人によって権利を侵害されていると訴えが出されていたので、現地調査のため軍艦を派遣したり外交ルートで日本政府に照会したりしていた。当然ロシアもウルルン島や竹島＝独島を含めたこの海域のことをよく知っていたはずであるが、当時のロシア側に竹島＝独島の領有権を問題に取り上げ自国領にしようとする動きはなかった（知られていない）。

以上の推察を総合すれば、日本もロシアも竹島＝独島を〈「確乎たる徴証」のない島〉とは考えておらず〈韓国領の島〉と認識していたことはほぼ確実といえるであろう。

もう一言言い添えると「日韓両本国よりの距離を測定すれば、日本の方十裡近し・・・」という水路部長の説明にも不可解なものを感じる。この箇所は、隠岐やウルルン島からではなく、九州（日本本土）や朝鮮半島（朝鮮本土）からの距離を測定するという意味であろうが、離島の領有権をそのように論じるなど、たとえば日本本土よりも朝鮮本土に近い対馬の例を考えてもわかるようにほとんど子供だましに等しい詭弁であり、水路部長がこんな粗雑な理屈を、相手も海事に通じた漁業者の中井に語ったとは信じがたい気がする。

なお堀和生は、水路部発行の水路誌が「リアンコールト列岩」（竹島＝独島）を『日本水路誌』（1897年版）では扱わず『朝鮮水路誌』（1894および1899年版）の方で扱っているのは、この島を鬱陵島（日本名：松島）と並んで朝鮮（韓国）領と認識していたからであると指摘し（*）、その傍証として、竹島＝独島の日本領編入後には『朝鮮水路誌』だけでなく『日本水路誌』（1907年版）にも記載されるようになった事実をあげている（堀和生・論文「一九〇五年日本の竹島領土編入」、p.106）【注4】。

（*）水路誌や海図の記載内容は国家の領域についての認識を直接反映するものではないとの見解もあるが、その通りであればなおのこと、竹島＝独島をより近くにある鬱陵島と共に記述した『朝鮮水路誌』の編集の仕方の方が、隠岐諸島に付けて記述した1907年版『日本水路誌』よりも合理性があるといえるであろう（3島間の距離：鬱陵島←約92km→竹島＝独島←約157km→隠岐）。

政府官僚による拒絶と激励

ここまで見て来た経過をへて「リャンコ島貸下願」の提出先について考えを改めた中井養三郎は、その後種々奔走して請願書を作成し、それを内務省に提出しようとしたのである。ところが中井の「履歴書」によると、内務省の担当者（地方局の井上書記官）は、その島には「韓国領地ノ疑」があるとして請願書の受理を拒絶したのである。

「此時局ニ際シ（日露開戦中）韓国領地ノ疑アル巖嶺タル一箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ環視ノ諸外国ニ我国ガ韓国併呑ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムルハ利益ノ極メテ小ナルニ反シテ事体決シテ容易ナラズ」（「履歴書」p.146。丸カッコの注は原文のもの）

【解説】中井の請願書が上に引用したような理由で内務省に受理を拒絶された話は、当然のことというべきか、公刊された中井養三郎の回顧談（『竹島及鬱陵島』所収）には書かれていない。

この後、中井養三郎の「履歴書」では「直ニ外務省ニ走り」山座政務局長に会ったと書かれているだけであるが、近年発見・公表された「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」（1906年5月、奥原碧雲・執筆）にはその間の経緯がより詳細に述べられている。そこで以下にその概略を紹介しておきたい（『竹島問題に関する調査研究・最終報告書』所収、p.71~74）。

すなわち、内務省に請願書の受理を断られた中井は止むを得ず再び牧水産局長のところへ相談に行ったが「外交上の事とあれば如何ともすること能はず」といわれ失望落胆してしまった。その後、たまたま地方官会議のために上京していた島根県農商主任の藤田幸年を宿に訪ね、内務省への働きかけを依頼したところ、藤田も大いに賛同して掛け合ってくれたが、内務省地方局の意見は変わらず「到底成功の見込なきを以て、帰国して時機をまつの外なし」といわれてしまったという（以上、「立志伝」：『最終報告書』、p.74）。こうした中井の奔走ぶりからは、内務省の不受理の方針が容易には覆せなかったことがわかる。

しかし中井はあきらめず、なおもつてを求めて同郷の桑田熊蔵（1868~1932。著名な社会政策学者）を訪ね、その紹介状を得て外務省政務局長の山座圓次郎（1866~1914）に会うことができた。中井に面会して意見を聞いた山座政務局長は「時局ナレバコソ其領土編入ヲ急要トスルナリ 望楼ヲ建築シ無線若クハ海底電線ヲ設置セバ敵艦監視上極メテ屈竟ナラズヤ 特ニ外交上内務ノ如キ顧慮ヲ要スルコトナシ 須ラク速カニ願書ヲ本省ニ回附セシムベシト意気軒昂タリ」（この部分は「立志伝」ではなく中井「履歴書」、p.147より引用）と、内務省の担当者とは正反対の考えを語って中井を激励したのである。外務省高官のこうした意見や激励は、落胆していた中井を大いに勇気付けたことであろう。

その後、中井養三郎の請願書「リャンコ島領土編入並ニ貸下願」は日本政府に受理されるところとなり、日本領土編入の閣議決定（1905年1月）へとつながっていくのである。

3 官僚の領有権認識

ここまで、中井養三郎の貸下げ請願を思い立ってから最終的にリャンコ島（竹島＝独島）の「日本領土編入並ニ貸下願」を提出するに至るまでの経緯をたどってきたが、その過程で肝付・牧・山座という3人の政府官僚が、中井の請願運動に関わって積極的な役割を果たしたことが明らかになったと思う。そのうち肝付水路部長がリャンコ島を韓国領と見ていたと推察されることは既に述べたが、残りの2人もその経歴や職務内容から推して、同島が帰属未定の島ではなく韓国領であることをよく承知していたと考えられる官僚である。

まず農商務省水産局長の牧朴真（1854~1934）は、日韓両国の漁業事情に通じた大物官僚で、明治後半期から大正・昭和初期にかけて日本の水産業界に大きな影響力を持った人物である（農商務省水産局長〔在任：1898~1906〕としても、大日本水産会理事長兼会長〔在任：1909~1928〕としても、その在任期間は両職共に歴代最長である）。

この牧水産局長は、明治後半期における日本水産業界の懸案だった韓海通漁【注5】の法的規制・整備を政府主導で推進した際の中心人物で、その法令の整備に先立って大規模な韓国漁業の現地視察を行っていた（1899〔明治32〕年6月~7月）【注5②】。そしてそ

の韓国視察から帰国した直後に韓海出漁13府県の水産主任官や漁業の代表者を招集した会議を福岡で開き、各府県単位で韓海通漁組合を組織させることを決定して、西日本沿岸漁民の韓海通漁を日本国家として積極的に保護・奨励する体制を作ったのである（参照：吉田敬市『朝鮮水産開発史』第5章、および『大日本水産会百年史』前編）。

この牧朴真は、葛生修亮『韓海通漁指針』（1903年刊）に毛筆による漢文体の序文を寄せているが、その葛生の著書には、現在の竹島＝独島が韓国江原道の「ヤンコ島」（リアンコール岩に由来する俗称）として詳しく説明されているのである【注5③】。

もう一人の外務省政務局長・山座圓次郎は、1892年に東京帝大を卒業して外務省に入り、釜山領事館書記生を皮切りに上海・釜山・仁川・ロンドン・京城（ソウル）に勤務した後、小村寿太郎外務大臣の抜擢によって政務局長（在任：1901～1908）に就任していたエリートの外務官僚である。彼は日露戦争前後の「小村外交」を外相の片腕となって支えていた当時の外務省切っ手の実力者で、一般に中国通として知られているが、その在外勤務の経歴から窺えるように韓国事情にも精通していた。

この山座局長は「ヤンコ島」（竹島＝独島）を江原道に属する島として扱っている岩重華『最新韓国実業指針』（1904年刊）【注5③】に「貴著最新韓国実業指針正に拝読 仕候」と書き出される書簡体の序文を寄せている。序文の書簡の日付は「七月二十三日」になっており、中井の請願運動と同じ時期（1904年）に書かれたものと推定される。

中井養三郎の請願書の概要

中井養三郎が、上述した経緯の後「リヤンコ島領土編入並ニ貸下願」を内務・外務・農商務3大臣宛てに出願したのは、日露戦争中の1904（明治37）年9月29日であった。

中井はその請願書の中で、隠岐列島の西北85哩、朝鮮鬱陵島の東南55哩の絶海に俗に「リヤンコ島」と称する無人島があると竹島＝独島を紹介した後、この島には樹木が無いこと、小屋がけ出来そうな場所は1カ所あるのみ等と島の自然を説明している。しかし続けて、もし島を経営するものがあって人が常住することになれば日本と朝鮮との船の往来に種々の便益を生じるであろうと、自然条件とは矛盾する利用価値があると述べている。

次いで中井は、同島がアシカの繁殖地でありアシカ猟が十分な設備投資をすれば有望な事業となりうると説明した上で「然レドモ本島ハ領土所属定マラズシテ、他日外国ノ故障ニ遭遇スル等不測ノ事アルモ確固タル保護ヲ受クルニ由ナキヲ以テ、本島ニ経営資力ヲ傾注スルハ最モ危険ノ事ニ御座候」と述べ、この事業を成功させるためには領有権の確定、すなわち日本領土への編入が必要であると請願の理由を開陳している。

またアシカ猟は、リヤンコ島に生殖のため集まってくるアシカをその生殖の季節を狙って猟獲するものだから、その繁殖を適度に保護する手段も講じなければ絶滅してしまう。

「就キテハ事業ノ安全、利源ノ永久ヲ確保シ、以テ本島ノ経営ヲシテ、終ヲ完ウセシメラレング為ニ」同島を日本領土編入し、それと同時に向こう10年間私に貸し下げ下さるようお願い奉りますと結んでいる（参照：田村清三郎『島根県竹島の新研究』、p.41～50）。

6-4 《閣議決定》と《島根県告示》

上述の中井養三郎の請願を受付けた内務省では、島根県の意見を徴するための照会を行い、それを受けた島根県庁は隠岐島庁に対して、リヤンコ島を同島庁の所管にしても差し支えないかどうかを問合せ、また同島につける新しい島名についても意見を尋ねた（1904年11月15日付「庶第1073号」文書）。

上の問合せを受けた隠岐島庁の島司・東文輔は、2週間後島根県庁に対して（新島を隠岐島庁所管とすることは差支えない。新しい島名は「竹島」が適当と考える）旨を回答した（1904年11月30日付「乙庶第152号」文書）。

竹島＝独島（リヤンコ島）の日本領土へ編入は、以上のような下準備・調整を経て桂太郎内閣で閣議決定され（1905〔明治38〕年1月28日）、それを内務大臣が島根県知事に管内に告示するよう訓令を発し（1905年2月15日付「訓第87号」）、それに基づいて同年2月22日に「島根県告示第40号」として告示されたのである。

以下参考までに、閣議決定の文書と島根県知事による告示文の全文を引用しておこう。

《竹島の日本領土編入の閣議決定》（1905年1月28日）

別紙内務大臣請議無人島所属ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ備ヘテ海獵ヲ着手シ今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所此際所属及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所属隠岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ 依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレハ國際法上占領ノ事實アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス 依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム

（川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、p.212より再引用。ルビは引用者）

【解説】この閣議決定は1月10日付の内務大臣・芳川顯正の請議を受けて行われたが、日本領土への編入にあたっては、国際法でいう「無主地の先占」論が採用されている。すなわち、①他國が占領した形跡のない無人島（＝「無主の地」）を、②日本国民が2年前から小屋を建て「移住」しているという「国際法上占領ノ事實」があるので、③日本国家としてそれを追認し、④竹島と命名して日本領とするというものである。

ここで注目されるのは、この閣議決定の文面には当時の日本の海図で使われていた「リアンコール岩」や中井養三郎の請願書で使われていた「リヤンコ島」など既存の島名がどこにも見えないことである。さらに遡って指摘すれば、中井の請願書においても俗称の「リヤンコ島」を使っており、政府に提出する書類であるにもかかわらず、水路部長と面談して中井も承知していたはずの海図の島名（「リアンコール岩」）は使われていない。

《島根県告示第40号》(1905年2月22日)

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ル西北八十五^{カイリ}湮ニ在ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隱岐島司ノ所管ト定メラル

明治三十八年二月二十二日

島根県知事 松永武吉

(川上健三・前掲書p.213より再引用。ルビは引用者)

編入公示後の諸手続き

隠岐島司・東文輔は島根県庁から「竹島」の編入告示についての通達(1905年2月22日付)を受け取り、その後の訓令に従って同島の面積等を調査し結果を略図面と共に上申した(同年5月17日付)。島根県庁では、隠岐島司の上申に基づいて隠岐国の官有地台帳に「竹島」の位置(閣議決定の文書にある経緯度と距離を記載)と面積(23町3段3畝歩)を記載し、登録が隠岐島司からの上申により掲載された旨と県告示の内容とを書き添えた。

竹島=独島が島根県に編入されると、隠岐島庁には同島におけるアシカ猟の許可を願ひ出る申請書が多数寄せられたので、島庁ではそれらの申請書をまとめて県庁に内申し指示を仰いだ(1905年3月7日)。島根県庁では県の漁業規則を改正して竹島における「海驢漁業」を許可漁業に指定するとともに(同年4月14日付、島根県令第18号)、隠岐島庁との文書の往復を通して漁業許可を与えるのは中井養三郎外3名の共同出願に限ることを内定した。その後中井らが県の指導に従って共同願書を提出すると、島根県から「海驢漁業」を許可するとして「鑑札」1枚が下附された(同年6月5日付、島根県農第1926号)。

翌年(1906〔明治39〕年)4月、中井養三郎を代表社員とする竹島漁業合資会社から竹島全島の長期貸付並びに海面専用免許の陳情書が島根県に提出され、それを受けて同会社に対して7月から5年間の貸付許可が与えられた。

*その後も貸付許可は5年ごとに更新されていったが、漁業権が中井養三郎から他の者へ移ったり竹島=独島の所管が隠岐支庁から隠岐・島後の五箇村に移されたりするなどの変遷が見られた。それらの詳細については、田村清三郎『島根県竹島の新研究』(p.53-80)を参照。

6-5 《大韓帝国勅令第四十一号》と「石島」論争

大韓帝国政府(*)は、島根県知事による公示の5年前にウルルン島(鬱陵島)に関して次に掲げる「勅令第四十一号」(光武4〔1900〕年10月25日)を公布していた。

(*)朝鮮王国は、1897年10月12日に皇帝即位式を挙行し国号を「大韓」と改めたので、これ以降は「大韓帝国」、またその略称として「韓国」の呼称を使う。

《大韓帝国勅令第四十一号》

鬱陵島を鬱島と改称し島監を郡守に改正する件

第1条 鬱陵島を鬱島と改称し、江原道に所属させ、島監を郡守に改正し、官制に編入し、郡等級は五等にすること

第2条 郡庁の位置は台霞洞に定め、区域は鬱陵全島と竹島、石島を管轄すること

(第3条以下の訳は省略するが、内容は、第3条：郡昇格に伴う諸法令の字句の加除・改正、第4条：経費の規定、第5条：未尽の諸条の処置、第6条：法令施行日のこと)

(原文は国漢文〔漢字・ハングル交じり文〕。ここの訳文は引用者の試訳)

【解説】当時ウルルン島への日本人の潜入(不法入国・在留)と同島での木材の違法伐採などが繰返されて両国間の外交問題になっていたが、この勅令は、韓国政府がウルルン島を郡に昇格させ郡守(中央政府が派遣する官吏)を置くことで事態を改善しようとしたものである。なおこの勅令は、日本政府の竹島編入公示が島根県告示だけで済まされたのとは異なり、大韓帝国政府発行の『官報』(光武4〔1900〕年10月27日付)に掲載された。

「石島」をめぐる論争

上の大韓帝国「勅令第四十一号」の第2条にある2つの島名は、原文でもそれぞれ訳文と同じ漢字で書かれているが、そのうち「竹島」については、ウルルン島の属島である竹島(別称：竹嶼)をさすとする事で異説はない。一方「石島」がどの島に当たるかについては、現在の独島=竹島であると主張する論者とそれを認めない論者との間で論争が続き、竹島=独島問題における争点の一つとなっている。

それというのも、もし「石島」が独島=竹島であれば、この5年後に同島を「無主地」と断定することで日本領土に編入した日本の閣議決定は、国際法上の主要な根拠の一つを失うことになるからである(国際法では、領有権を主張するためには国家による領有意思の表明だけでは十分とは言えず主権行使の実効性を伴っていなければならないとされる)。

「石島=独島」説

この「石島」と「独島」との関連について梶村秀樹は、韓国における解釈を紹介しながら

ら次のように述べている。

『独島』の語源については・・・石ないし岩を意味する『トル』の慶尚道方言『トク』からきたもので、外形的特徴から『トルソム』ないし『トクソム』と呼んでいた俗称に基づき、『石島』も『独島』も、同じこの俗称を漢字化したものとする説が最有力であり、妥当でもあろう(梶村・前掲論文：『梶村秀樹著作集』第1巻所収、p.329)

【解説】引用部分に見える「ソム」とは、「島」という意味の朝鮮語であるから、「トルソム」とは「石島」、「トクソム」は「独島」(現在の「トクト」はこの漢字名の音読み)という漢字を当てることが可能であり、そうであればどちらの漢字名も竹島=独島の形態を的確にとらえた地名といえるという説である(石島：岩石ばかりが目立つ岩の島。独島：独りぼっちの島、孤島)。本稿ではこの説を仮に「石島=独島」説と呼んでおく。

また文献上で確認できる事実として、この勅令第四十一号から4年後の日本側の文献に、この島のことを「独島」と表記した次のような記録のあることが知られている。

「松島ニ於テ『リアンコルド』岩 実見者ヨリ聴取シタル情報／『リアンコルド』岩 韓人之ヲ独島ト書シ 本邦漁夫等略シテ『リヤンコ』島ト呼称セリ」(『軍艦新高行動日誌』1904年9月25日付。堀和生・論文「一九〇五年日本の竹島領土編入」、p.111より再引用。引用文冒頭の「松島」とはウルルン島=鬱陵島の別称)。

【解説】引用中に「韓人之ヲ独島ト書シ」とあるところから、この韓国人からの聴取は筆談でなされたと思像されるが、これが現在までのところ「独島」の表記が見られる最初の記録とされている。また2年後(1906年)にウルルン島(鬱陵島)駐在の郡守から中央政府に提出された報告書でも「独島」の島名が使われており(→後述：補論4)、この頃には現在使われている「独島」という漢字表記の島名が定着していたことが確かめられる。

しかし現在までのところ勅令第四十一号の「石島」とこの「独島」という島名とを直接結びつける文献上の証拠は発見されていない。そのためこの「石島=独島」説に対しては、たとえば『石』と『独』の発音が近いからといって、石島を独島とするのは牽強附会の説である(下條正男『竹島は日韓どちらのものか』、p.115)というような批判がなされている(下條は「石島」をウルルン島の属島の観音島に当てる説を提唱している【注6】)。

この下條による批判は、史実の確定のためには史料による実証が必要であるとする歴史学の原則にもとづいたものでありその意味で正論といえるものであるが、日本の地名研究の方法からは次のような観点も指摘でき、文献上の実証ができないからといってそれだけで「石島=独島」説を全否定すべきではないと考える。

地名研究の方法

日本における地名研究では、地名に使われている漢字の意味から起源や由来を探る方法とともに、地名を一旦“文字以前”の発音に戻し言語そのものの意味からも推察するとい

う方法がとられている。これは漢字という外来の文字によって地名を記録してきた日本語の歴史を考慮したものであり、文献による実証が完全にはできない分野を補完する歴史学の補助的な研究方法の一つである。

たとえば日本民俗学の柳田国男は、日本の地名研究で第一に注意すべきは古来の用字法の誤りや宛字(当て字)の仕方であるとして、次のように指摘している。

「地名の始めて出来た時と、文字を以て之を表示する必要の生じた時との間には、通例は至つて永い年月がある。其経過に際して記憶の誤り、殊に発音の転訛はあり得る上に、是を証文や絵図に書載せる人は、必ずしも用意ある学者で無い故に、無理な宛て字が幾らもある。況や其頃となるともう大部分の地名が、実は意味不可解になつて居たのである。・・・(中略)・・・強ひて物々しく漢字を宛てると、其爲に後の人が異なる読み方、解き方をして、一層命名の本意を辿り難くする例は、既に奈良朝の大昔の、国郡郷里二字の佳名があり、近くは又北海道樺太等の村名駅名が好い証拠である」(柳田国男『地名の研究』の内「地名の宛字」冒頭部分：『柳田国男全集』第8巻所収、p.424)。

この柳田国男の指摘は、朝鮮語(韓国語)の地名の場合にも当てはまるであろう。なぜなら日本語と朝鮮語は共に中国の文字である漢字を表意文字として取り入れながら他方では漢字の音を生かして表音文字的にも使い、さらにこの漢字と独自の表音文字である仮名文字(日本語)・ハングル(朝鮮語)とを交えて文章を綴るといのように(注：日本語では“漢字仮名交じり文”、朝鮮語では“国漢文”と呼ぶ)、日韓ともよく似た文字の使い方をしてきた言語同士だからである。たとえば「周囲を水に囲まれた陸地」のことを日本語では「しま」、朝鮮語では「ソム」と言うが、これを漢字に当てるときはその漢字の意味をとって(いわゆる訓読みして)両方とも「島」という漢字を当て、またこの漢字を「トウ」(日本語)、「ト」(朝鮮語)と音読みして使うこともあるのである。

以上のような地名研究の方法を援用し「石島=独島」説に寄り添った説明を試みるなら、独島(=竹島)の漢字地名は、およそ次のような順序で現在の漢字表記に置き換えられたと考えられると思う。

まず現地の人々の命名による漢字以前の地名=呼称があり、それがおそらく「岩の島」を意味する「トルソム」ないし「トクソム」と発音されるものだったのではないかと想像される。次にそれを漢字で記録する人がその意味を汲みとって「石島」の漢字を当て、また別の記録者が現地の発音に類似し、しかも孤島の名にふさわしい漢字と考えて「独島」の字を当てたのではないかと想像される(→なお本章・注6も参照)。「石島」「独島」という漢字表記の地名がいつ頃から使われていたかについての確証はないが、既述したように「独島」という漢字表記の定着が文献上で確かめられるのは1904年以降である。

なお現在の地名である「独島：トクト」は、漢字表記された地名の音読みであるから、これは「日本：にほん／につぼん」の例と同じように、一旦漢字に置き換えられた地名が後に音読みされたものであり、いわば二次的に派生した地名といえるであろう。

竹島＝独島の存在に気づいていたか

以上ここまでの本稿の記述は、勅令公布当時の韓国政府が現在の竹島＝独島の存在を知っていて勅令第四十一号にこの島を含めていたという前提で展開してきたが「石島＝独島」説に批判的な論者は、当時の韓国政府は竹島＝独島の存在を知らず勅令の中に含めてもいなかったはずだと主張しており、議論は決着していない。遺憾ながら、どちらの主張が正しいかを判断できる決定的な文献・史料は見つかっていないため本稿でもこれ以上の議論は控えざるをえないが、とりあえず以下の3点を指摘しておきたい。

まず指摘したいのは、勅令第四十一号公布当時は日本人のウルルン島への密航や不法在留が相変わらず続いており、その一方で韓国政府による同島への開拓植民事業も開始されていたため、結果的に日韓両国民がウルルン島で雑居する状態になっていたという事実である。もちろん日韓間には言語の違いもあるため交流が盛んに行われたとまでは言えないであろうが、日本人が食料品や日用雑貨をウルルン島に持ち込んで売りさばき、反対に同島から木材や大豆、海産物などを買い付けるなどの“商売”が行なわれていたから、それに伴って会話が交わされ様々な情報がやり取りされたはずである。

そのように日韓の雑居状態を想像してみると、日本人だけが竹島＝独島のことには知っていたとか韓国人島民は竹島＝独島に足を踏み入れることもなかったはずだと推断することは、現実を見ようとしないう無理な発想のように思われる。

次に、既述したように文献上で確認できるのは少し後（1904年時点）ということになるが、ウルルン島では日韓両国民が雑居していたにもかかわらず「リャンコ島」と「独島」という命名の由来を異にする島名が、日韓でそれぞれ独自に付けられていたという事実も指摘しておきたい。これについては「韓人及び本邦漁人は之れをヤンコと呼び…」(『韓海通漁指針』：脱稿は1901年)と、日韓で同一の島名が使われていたとの文献もあるが、それとほぼ同時期に「独島」という島名が韓国側で独自に使われていたという事実、そしてその島名が今日まで引継がれている事実は重要であると思う。このことは、日韓の人々がそれぞれ異なる機会に竹島＝独島の存在に気づき独自に名前をつけていたという事実、またはその強い可能性を示唆するものといえるであろう。

第三に、ウルルン島民は竹島＝独島を「絶海の孤島」と感じることはなかったと思われることも指摘しておきたい。「絶海の」と言い添えたいくなるのは隠岐などから島影一つ見えない大海原を渡り一昼夜以上かけて竹島＝独島に向かう日本人の見方、感じ方であろう。ウルルン島の韓国人から見た竹島＝独島は、条件がよければ居ながらにして望見できる島であり、また朝ウルルン島を出帆すればその日のうちに着ける距離にある島であった。近くに他の島がないため孤島ではあるが「絶海の」という形容は当たらないであろう。

一言付け加えれば、竹島＝独島をウルルン島の属島とする見方は、この2島間の距離の近さに関係しているのではないだろうか。そしてその見方は、日本からの渡航者にとっても共感できるものであったと想像される(既述したことだが、江戸時代からあった両島を^{ひと}括りして語る「松竹両島」のような表現は「本島一属島」認識に通じるものであろう)。

6-6 公示方法は適切だったか

近代世界の国際法とは、国家主権の不可侵性を前提にして、それを相互に認め合うことで国家間の関係を維持しようとする法体系といえると思うが、その際前提となる国家主権の及ぶ範囲(領土・領海・領空など)とそれを区切る境界線は、国内外に明示されそれが国際的に承認されていてこそ意味をなすものであろう。つまり、ある地点がA国領と明示され国際的に周知されていればこそ、B国始め他の諸国・国民はA国の国家主権を尊重して、領土であれ領海、領空であれ侵入や侵犯を抑えるということになるのである。

ところが竹島＝独島の日本領土編入の場合は、閣議決定を官報に掲載し広く日本国内に周知させるという通常考えられる公示の手続きをとらず、唯一島根県内だけの公示で済ませている。それだけでなく、日本政府は最も関係がある韓国政府に対してさえ閣議決定の通告を行わず、その他の国に対してもやはり通告した形跡がない。すなわち日本政府は、島根県での公示以外竹島＝独島の日本領土編入を国内外に周知する努力をほとんど何もしなかったと考えられるのである。

地方庁告示の妥当性について

これまで日本政府は、当時の桂太郎内閣がとった竹島＝独島編入の手続き方法について「地方庁による告示は、当時日本が先占の際に慣行した告示方法であって国際法上の公示の要件を満たしている」(1953年9月9日付、日本政府見解)と弁明してきた。また川上健三は、閣議決定を経た後地方庁の告示で領土編入を行った別の例として東京府告示によって日本領に編入された南鳥島(1898〔明治31〕年7月24日告示)と中ノ鳥島(1908〔明治41〕年8月8日告示。ただしこの島は実在しないことが後に判明した)の2例を挙げ、日本政府の編入手続きを妥当なものだったと説明している(川上・前掲書、p.214、215)。

しかし川上が例にあげている南鳥島は、東京の南東約1950キロメートルの太平洋上に浮ぶ日本最東端の島で、島庁所在地の父島からでも約1200キロメートル(*)、一番近い外国領である北マリアナ諸島(米国自治領)からも900キロメートル以上離れており、文字通りの「絶海の孤島」といえる島である。しかも同島には東京府告示の数年前から日本人が移住しており、告示の時には無人島ではなくなっていたのである【注7】。

(*) 松江を中心に1200kmの円を描くと北海道の札幌と沖縄県的那覇、中国の上海、大連がほぼ同一円周上に並ぶ。松江・釜山間は約400km、松江・ウラジオストク間は約800kmである。

一方の竹島＝独島は、日本本土からも朝鮮本土からもほぼ等距離、約200キロメートルの日本海に浮ぶ岩ばかりの無人島である。この島の存在は遅くとも江戸時代初めから日朝／日韓の人々に知られており、近代以降には日本の海図にも「リアンコールト岩」という島名で位置も正確に記載されていた。このように竹島＝独島は、日本本土からの距離、島発見の経緯、周辺諸国との関係などいずれの点においても南鳥島とは大きく事情が異な

っており、南鳥島を竹島＝独島の先例としてあげるのは適切とはいえないように思う。

さらに付け加えるなら、竹島＝独島の編入を閣議決定した桂内閣（第1次：1901・6～1905・12）は、その3年前に危うく米国と領土紛争になりかけた南鳥島事件（1902年）【注7②】を経験した内閣でもあったのだから、本来ならその轍を踏まないよう外交手続きに配慮し、南鳥島事件の際に国際法学者や海軍から必要性が指摘されていた関係国へ通告や政府による公布等をしておきべきであったともいえるであろう【注7③】。

官報における島名の誤記（直し忘れ）

ところで、日本政府が竹島＝独島の日本領土編入のことを島根県告示だけで済ませたためとばかりはいえないかもしれないが、他ならぬ官報の記事にさえ島根県告示以降竹島の島名の“書き誤り”ないし“直し忘れ”（冗長になるので、以下では単に「ミス」と呼ぶ）が、管見の限りでも2回見られるのである——そのことをどう考えるべきだろうか。

最初のミスの例は、島根県による告示から約3ヵ月後の官報に掲載された次のような訂正記事によって、海軍省が公表したものである。

「訂正 去月二十九日官報号外本欄日本海海戦戦報ノ項其三及同三十日同日本海海戦続報ノ項其五中『リヤンコールド岩』ヲ孰モ『竹島』ニ訂正ス 海軍省副官（『官報』1905〔明治38〕年6月5日付、ルビは引用者）

これは海軍省が1週間前の官報に掲載した「日本海海戦」（日露戦争中、ロシアのバルチック艦隊に日本海軍が勝利した海戦）の戦況速報の中で「竹島」とせず「リヤンコールド岩」「リアンコールド岩」という旧島名を使ってしまったために掲載した訂正記事である。

おそらくこれが「竹島」（＝独島）の名前が官報に掲載された最初の機会と思われるが、この訂正記事にはその訂正理由が書かれていないため「リヤンコールド岩」を日本領土に編入する閣議決定・島根県告示があったという事実や、島名訂正は「リヤンコールド岩」が「竹島」と改称（島名変更）されたためのものだったという事実などをここから知ることができない【注8】。

2回目のミスは、海軍省による事例からさらに3ヵ月後に、外務省が官報に掲載した次の記事に見えるものである。

「『トド』ト称スル海獣ハ鬱陵島ヨリ東南約二十五里ノ位置ニアルランコ島ニ棲息シ昨年頃ヨリ鬱陵島民之ヲ捕獲シ始メタリ捕獲期間ハ四月ヨリ九月ニ至ル六箇月間ニシテ漁船一組ニ付キ獵手及水夫等約十人ニテ平均一日約五頭ヲ捕獲スト云フ而シテ本事業ニ従事スル者三十人アリ漁船三組アリ又『トド』一頭ニ付キ現今市価ハ平均三円位ナリ」（『官報』1905年9月18日付、「公使館及領事館報告」欄の「韓国鬱陵島現況」より。下線〔実際は二重傍線〕は原文のまま、ルビは引用者）

【解説】この記事のものは、在釜山日本領事館・有吉明領事から外務省に提出された1905（明治38）年7月31日付の報告書である。引用文中に「トド」とあるのはアシカなどの海獣類のこと、

「ランコ島」はリヤンコ島すなわち竹島＝独島である。なおこれは外務省通商局の『通商彙纂』明治38年第50号（同年9月3日発行）に「鬱陵島現況」と題して先に掲載された。

この外務省によるミスも「竹島」と書くべきところを旧来の通称（俗称）である「ランコ島」のままにしてしまったというものである。ただこちらのミスは、日本の在外公館の中でもウルルン島（鬱陵島）を管轄していた釜山領事館によるミスであるだけに意味深長といえる（その後訂正記事が出されたかどうか、3ヵ月後まで調べたが見出せなかった）。

現段階では正確に判断し得る材料を欠いているが、釜山領事のミスとそれを見逃して官報に掲載した外務省（東京の本省）担当者のミスが重なっていることから類推して、日本政府・外務省は、竹島＝独島の日本領土編入の事実を韓国政府へ通報しなかっただけでなく、政府内の関係部局にさえも通達しなかった可能性が高いと思われる。ことによると桂内閣は、同島の日本領土編入を閣議決定した後内務省から島根県に告示するよう訓令しただけで、それ以外は諸官庁への通達や広報を含めて本当に何もしなかったのかもしれない。

あるいは別の可能性として、外務省本省から在外公館や関係部局への通達はなされたものの閣議決定と似た文面だったため、領事や掲載担当者がそれと気づかずミスをした可能性も考えられる。なぜなら、この領土編入の閣議決定の文書には島の緯度・経度は明示されていたが「リアンコールド岩」など既存の島名は併記されておらず、仮に外務省内や在外公館に閣議決定の文面のような通達が出されたとしてもそれを「リアンコールド岩」のことだと気づくのは容易ではなかったと想像されるからである（なお先述した南鳥島編入の閣議決定文書では「マルカス島」「ウィークス島」という既存の島名が併記されていた）。

そのように考えると、閣議決定の文章で使われた島の表示方法は海図に親しんでいる人には正確で便利なものといえるかもしれないが、海図を持たない零細漁民や圧倒的多数の普通の日本国民にはどの島のことなのかすぐには見当がつかず、竹島＝独島の日本領土編入を広く周知させるという観点からすれば配慮に欠ける表示方法だったように思う。

ちなみに、第二次大戦後に日本を占領した連合国軍総司令部（GHQ）の日本政府への通達文書では、下の①②の例でわかるように、まず島名を記し別称がある場合はそれも併記することによって誤解やミスを防ごうとしていた。島名の他に緯度・経度を使って島の位置を示すこともあったが、それは軍・警察関係者や海運・漁業関係者向けに、より正確を期すため補足的に添えられている形である（→本稿『後編』参照）。

①「この指令の目的から日本と言ふ場合は次の定義による。（・・・中略・・・）

日本の範囲から除かれる地域として

(a) 鬱陵島、竹島、濟州島・・・（以下省略）」（SCAPIN677号文書より）

*前の2島の英語原文は“Utsuryo (Ullung) Island”（日本語と朝鮮語の発音で島名を併記）、“Liancourt Rocks (Take Island)”（英語と日本語の島名を併記）。

②「日本船舶またはその乗組員は、竹島（北緯37度15分、東経131度53分）から12カイリ以内に近づいてはならず、またこの島といかなる接触も持つてはならない」（SCAPIN1033号文書より） *島名の英語原文は“Takeshima”（日本語の島名）のみ。

6-7 『山陰新聞』による報道

「隠岐の新島」として初報道

島根県松江で発行されていた『山陰新聞』（現在の『山陰中央新報』の前身）は、竹島＝独島編入のことを県告示の2日後に「隠岐の新島」の見出しで報じている。同記事は、第2面「雑報」欄の2段目終りから3段目始めにかけて、1段22文字で6行、約130字、縦書きで書かれた簡潔なものである。見出しの文字は本文と同じ大きさの活字だが、強調の傍点が添えてある。以下にその全文を引用しておこう。

「●隠岐の新島 北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島を距る西北八十五涯に在る島嶼を竹嶋と称し自今隠岐島司の所管と定めらると県知事より告示せり右島嶼は周囲十五町位の二島より成る周囲には無数の群島散在し海峡は船の碇泊に便利なり草は生へ居たるも樹木は無しと云ふ」（『山陰新聞』1905〔明治38〕年2月24日付。ルビは大半を省略したが付けたものは原文に従った）

上の記事は前半部分で県の告示を引き写し、後半部分では記者の取材によると思われる竹島についての紹介となっている。ただしこの記事には、新島が日本の海図に「リアンコールド岩」の名で記載され山陰地方の漁民には「リャンコ島」の通称で知られている島であることや領土編入のきっかけを作ったのが隠岐在住の中井養三郎であったことなど地元紙ならではのと思われる情報は一切見られない（中井の請願運動は島根県庁でも知っていた）。またこの記事は事実を淡々と記述しているだけなので、この「隠岐の新島」の日本領土編入を記者自身や県民がどのように受け止めているかを知ることができない【注9】。

竹島編入についての論評記事

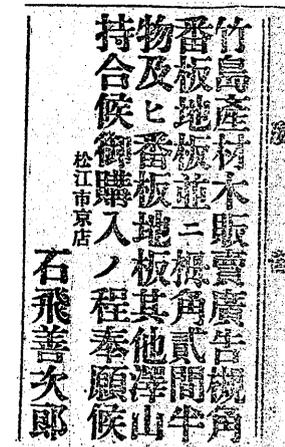
上記の新島報道の翌日に「小絃」と名付けられた同紙のコラム欄(?)に、竹島＝独島編入に関する最初の論評が掲載されている。領土編入当初の県内での受け止め方を多少とも知り得る資料と思われるので、やや長いとその全文を引用しておきたい。

「隠岐国に竹島を合併して島司の管轄に属せしは縦し蕞爾たる嶋嶼なるにせよ少しく爽快を感じる所かある即ち島根県か竹島だけ所管か広くなりたる訳であつて此所屬なき小島が明かに国土に編入せられたることである▲弾丸黒子の嶋嶼の有無は島根県の価値を高低するに足さるも既に編入せられたる以上は之れを利用するの計を講せねばならぬ▲無人島にして樹木なく雑草離々として人の住居に適当せざるへきも船舶の碇繫に便利なるは最も喜ぶべきことにして来往の困難ありとするも充分湾内に避難するを得るのである▲吾人は移住を奨励するにあらずして出稼地として適当なるを信するものである即ち海鹽の棲息場として漁場として有名なるを以て隠岐人は永遠の利

源として此島を待たねはならぬ▲出稼上樹木と清水との必要あるは説くまでもない隠岐国と地質を異にせざる同島に於て樹木必らず枯損すと断すへからず海風吹き荒めるにより移植に保護を要するや勿論なり又天候険悪にして怒濤激浪の時は数十日間孤島に滞留せざるへからざる場合もあるへく家を造るの木、風を防ぐの木、食餌煮沸の木として最も小林か尊敬を払はるるべく其他船舶の応急修理の木、避暑の木としても貴重なるべく思はる▲清水なくんは一日生息すへからず蓋し小林之れを涵養するに至らんと想像せらる▲海鹽は従来隠岐人の捕獲するものにして堺水産博覧会にも出陳せしほどであるが一特有物産として販売するを得べきもので敵に濫獲を禁せねはならぬ孤島の価値は半は海鹽を以て保たれ半は好漁場として重視せられて居る▲隠岐人は宜しく之れが研究を為すべく島庁は指導して孤島を善用せねはならぬ」（『山陰新聞』1905〔明治38〕年2月25日。原文に句読点はほとんどないがそのままとした。また原文の漢字に付けられたルビは大半を省略したが、付けた場合は原文に従った）。

上の記事における竹島＝独島の説明内容から推測すると、この地元紙の記者は、執筆にあたって政府から県への書類に添付されていた請願書を参考にしたかあるいは中井養三郎から直接取材したものと推察されるが、この記事においてもやはり「リャンコ島」「リアンコールド岩」など竹島＝独島の既存の島名や中井養三郎のことについては何も書かれていない。それに山陰地方では従来から鬱陵島の方を「竹島」と呼びならわして来ており（→下の図6参照）、新島の名前がそれと重なることについても何か一言言及があつて然るべしと思われるが、それも無い。なぜ地元紙の報道まで、あたかも政府機関と足並みを揃えたかのように既存の島名や請願者のことに一切言及しないのか、不可解といわざるを得ない。さらにこの記事には竹島＝独島が「日本固有の領土」であったとは書かれておらず、それに近い書き方もされていない。閣議決定の文面でも参照したのであろうか「所属なき小島が明かに国土に編入せられた」と、淡々と述べているだけである【比較参照：注7④】。

【図6】 竹島産材木の広告（『山陰新聞』1905年3月24日付、第4面下段の広告欄より）



【解説】 広告文の内容はつぎのとおり（ルビは引用者）。

「竹島産材木販売廣告、槻角、番板、地板並ニ梅角(2) 式間半物及ヒ番板、地板其他沢山持合候、御購入ノ程奉願候、松江市京店 石飛善次郎」

これは同紙に「隠岐の新島」として竹島＝独島の島根県編入が報じられた1ヵ月後に掲載された広告で、文面の「竹島」は鬱陵島を指している。この広告は、この時点ではまだ新島の「竹島」（リャンコ島）より鬱陵島の俗称である「竹島」の方が山陰地方でよく知られていたことを示唆している。

最後に付け加えておくと、島名相互の関連付けが『山陰新聞』紙上で初めて明かされるのは、管見の限り日本海海戦（1905年5月27日～28日）が終わった後の次の記事においてである（1905年6月6日付。官報に海軍省の訂正記事が掲載された翌日である）。

「●竹島の視察 竹島とは既記したる如く去る二月二十二日我県管下に新入せられたるものにして有名なる海嶺の産地なるが端なくも日本海^の海戦に依りて其名を一時に知られぬ（リヤンコールド岩は即ち此の竹島なり）即ち第三バルチック艦隊司令官ネボカトフ少将の降参せしも此の島付近にして・・・（中略）・・・本県知事は近々第二部長を除く各高等官其他と与に渡航視察する筈にて隠岐より西八十五海里もあることとて鬱陵島へ寄泊する予定なりと」（ルビは原文に従ったが大半を省略した）。

なおこの記事が予告している松永武吉島根県知事による視察は、理由は明らかにされていないが規模が大幅に縮小され、松永知事のほかに佐藤警務長と随員2人という少人数によって同年8月中旬に実施された（『山陰新聞』1905年8月22日付記事「松永知事の竹島視察」）【注10】。

またこの新聞報道にあるような規模の大きな視察団の派遣は、翌年（1906年）3月下旬に実施されたが、そのときには松永知事ではなく島根県第三部長の神西由太郎が責任者となり隠岐島司・東文輔以下44名の一団を率いた。視察団の参加者の中には中井養三郎ら漁業関係者のほかに農事、衛生、測量など各方面の専門家たちがおり、竹島＝独島に上陸して現地調査を行った後鬱陵島に寄港して同島に駐在する鬱島郡守を表敬訪問した（田村清三郎・前掲書、p.59～62。→補論4および巻末付録1、2を参照）。

6-8 編入の論理と手続きの妥当性について

「無主地の先占」論は成り立つか

桂内閣の閣議決定では「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」として日本による竹島＝独島の編入が国際法上の「無主地の先占」であると主張している。

しかし既述したように、1877年に太政官が「竹島外一島」を日本領土ではないと裁決した際には江戸時代の日朝交渉（「竹島一件」）を踏まえて判断しており（朝鮮領だから日本領ではない）と考えていたことは明らかである。したがって同島が「無主地」といえないことは日本政府自身がよく承知していたはずである。内務省の担当者が当初「韓国領地ノ疑アル」として竹島＝独島の貸下願の受理を拒んだ事実はその傍証といえるであろう。

また閣議決定が「国際法上占領ノ事実」があると認定した請願者の中井養三郎の「移住」については『朝鮮水路誌』（1907年刊）「竹島」の項に次のように書かれており、実際には竹島＝独島のうち東島の狭い砂礫浜にアシカ猟の間だけごく短期間「仮居」していたことを指している。これを「移住」と呼ぶのは常識的に考えて無理があるといわざるを得ない。

「明治三十七年十一月軍艦対馬ノ此島ヲ実査セシ際ハ東島ニ漁夫用ノ菰葺小屋アリシモ風浪ノ為メ甚タシク破壊シアリシト云フノ毎年夏季ニ至レハ『トド』獺ノ為メ鬱陵島ヨリ渡来スル者数十名ノ多キニ及フコトアリ此等ハ島上ニ小屋ヲ構ヘ毎回約十日間仮居スト云フ」（『朝鮮水路誌』・第2改版、p.453。下線は引用者）

【解説】この軍艦対馬による実査は、中井の請願書が日本政府に提出・受理された2ヵ月後に実施されているが、その際には既に漁夫用の小屋が風浪で壊れていたというから、当然住人はいなかったと考えられる。すなわち日本政府は、獺のある夏季だけ「毎回約十日間仮居ス」という事実を承知の上で「移住」「占領」と認定し国際法上の根拠としていたことになる。

「固有の領土」論との矛盾

さらに、ここまで検討してきた「無主地の先占」論と現在日本政府が主張する「固有の領土」論とが矛盾することはいうまでもないであろう。1905年の桂内閣の閣議決定は、竹島は「他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」「明治三十六年以來、中井養三郎ナル該島ニ移住シ・・・国際法上占領ノ事実アルモノト認メ」と、一貫して「無主地の先占」論に依拠して構成されており、どのように読んでもそれ以前から日本が領有していたこと、つまり「固有の領土だった」ことを窺わせる字句は見当たらないのである。

したがって、今も日本政府がこの閣議決定を竹島領有の法的正当性の主要な根拠だと説明するのであれば、それと矛盾する「竹島は日本固有の領土である」という主張はできないはずである。

これに関連して内藤正中は、日本政府の主張を批判して次のように述べている。

「歴史的に日本の固有領土であったというが、すでにみたように、一六九六（元禄九年）と一八七七年（明治一〇）の二度にわたって、日本には関係がない島であると決めつけている。したがって、江戸期以来リアンコ島の領有権について否認したことはあるが、日本領だと主張したことは一度もなかった。（外務省ホームページが主張するような——引用者）領有意思の再確認にはならないのである」（内藤正中・論文「竹島は日本固有領土か」：『世界』2005年6月号 p.61）。

また別に、田村清三郎は次のように述べている。

（島根県告示によって）「対内的には歴史的に日本の固有領土と確信せられていた所属未定地を本県の管轄に編入し、対外的には近代法の無主地先占による領土権の確立を宣言したものである」（田村清三郎・前掲書、p.53。下線は引用者）

この引用の中で首肯しがたいのは、下線部の主張である。既述したように、1877年に日本政府自身が島根県からの上申書（「伺書」）の意向を否定して「竹島外一島」は日本領ではないと裁決し、そのことは島根県庁でも承知していたからである（ただし田村清三郎自身はこの太政官裁決について言及していない）。そしてまた、今はまだ文献記録などで

の実証はできないが、次に述べるようにリャンコ島が韓国領であるという認識は、当時日本の漁業関係者の間で広く共有されていた認識だったと考えられるからである。

〈リャンコ島は韓国領である〉という共通認識

今日までの竹島＝独島問題の論争の中で、中井養三郎が請願運動の当初リャンコ島を韓国領の島であると考えていた事実を認めながら、しかしそれは中井個人の思い込みや勘違いであって一般に共有されていた認識だったとはいえないという主張が一部になされてきた。ここでその論争を跡付けることはしないが、以下で述べるように、沿岸漁業のあり方から考えても中井の請願運動のエピソードから推しても、中井がリャンコ島を韓国領と考えたのは個人的な思い込みや勘違いではなく、漁業関係者を始め当時の官民に共通する認識だったと考えられる。

中井養三郎がリャンコ島（竹島＝独島）の貸下請願を思い立った当時、彼が新たに始めていたアシカ猟やそれまで長年従事していたナマコ漁は、そのどちらも沖合（公海上）で行なうものではなく、沿岸近くで行う沿岸漁業である。したがって漁業者は、たとえ当面は自由勝手に操業できたとしても沿岸の漁業権をめぐるトラブルはよく起きていたから、自分が操業する沿岸水域の行政権をどこの国の何という役所が所管しているか、漁業権の形態はどうなっていて誰に権利があるか等について無頓着では済まされなかつたはずである。

またナマコ漁もアシカ猟も個人で行なえるものではなく、たとえば中井が漁民を雇い入れて操業したように複数の人間が協働して行なうものである。そしてまたどこの港に水揚げする際には漁場のことや漁の様子についての情報が交換される——このように沿岸漁業では、漁撈や流通の過程に多くの人間が関与し情報が伝播し共有されていくのである。

こうした沿岸漁業のあり方を念頭に置けば、既に海図にも記載され日頃から日韓の漁民たちが航路上で見かけたり渡島したりしていたリャンコ島については、領有権についての共通認識ができていたと考える方が自然で合理的だと思う。したがって中井が〈リャンコ島は韓国領である〉と個人的に思い込む可能性など始めからなかつたと言うべきであろう。

また中井養三郎が水路部長に面会して初めてリャンコ島の領有権について「確乎たる徴証」がないと知ったという話は、裏返していえば、それまでは中井だけでなく彼の企図を知る周辺の人々も皆、韓国政府に請願することを疑問に思っていなかつたということである。そこに〈リャンコ島は韓国領である〉という共通認識があつたことは確実であろう。

もう一つ付け加えるなら、中井が提出しようとした請願書の受理を拒んだ内務省書記官の「韓国領地ノ疑アル・・」という言葉は、おそらく中井が伝えた水路部長の見解に対して応答したものと想像されるが、そこには日本国土の地籍（土地台帳）を所管していた内務省当局のこの島についての認識が示されていたと言えるであろう。

以上のことを踏まえて言い直すなら、当時は〈リャンコ島は朝鮮／韓国領である〉という認識が官民で共有されていたので、中井養三郎もその共通認識に従って同島の貸下願を韓国政府に出そうとしていたし、中井の周辺の人々もそれを当然視していたのである。

一般的な領土編入手続きとの比較

最後に、戦争の結果によらない平時の一般的な領土の編入手続きを想定して、それとの比較で竹島編入の手続きの当否について検討しておきたい。

一般に領土編入問題は、近代国家にとっての重大事であるから、関係機関と連携して領有権主張の法的根拠となる情報や資料を収集・精査するであろう。その中には、政府内部に蓄積されている過去の公文書類の調査も含まれるはずである。また外交手続きでも、想定される関係国の反応を事前に予測したり直接間接に関係国に照会・打診したりして、領土編入が領土紛争に発展することがないように細心の注意を払うはずである。そして必要があれば条約や協定によって国境を画定し、そうしない場合でも領土編入を政府が官報に掲載・公布することによって国際的承認を得るように努め、領土紛争が起きるのを避けまたは紛争になった場合に備える——それが通常の行政手続きでありまた外交活動であろう。

だが当時の日本政府は、竹島＝独島の領土編入にあたっては韓国政府への照会も事前協議も行わず、編入後の通告もしていない。また外務省が内部調査をしたという事実も公的には知られていない。日本政府・外務省は、通常考えられる外交手続きや国内外への広報を何一つ行っていなかつたと推測されるのである。

これまで日本政府は、新領土の国土への編入を政府が公布することやそれを関係国へ通告することは国際法上の義務とはなっておらず、当時の日本政府がとった措置は国際法上「無主地の先占」に必要な要件を満たしていると弁明してきた。

しかし明治時代において、日本政府が領土問題で外国と条約を締結したり領土編入について日本から諸外国に直接通告したり、さらに日本領編入を勅令として公布し官報に掲載したりした前例が当時既にあつたし、それらはそんなに昔の話ではなかつたのである【注11】。また先に触れたことだが、桂内閣には「南島島事件」という直近の“苦い経験”があつたのだから（→本章6-6、注7②参照）、それを教訓として関係国への通報や国内への広報を確実に行うべきであつたともいえるであろう。

したがってここで問われるべきは日本政府が竹島＝独島の編入に際して自国の外交の前例に従わなかつた理由であり、一般的に想定される外交措置をとらなかつた真意や政府が官報で公布する手続きをとらなかつた真の理由は何だつたのかということの方であろう。

【注1】本文で記したように法的規制は外見上整備されていたが、実際にはウルルン島に出入りした日本漁船の多くが、釜山や元山を経由せず（つまり漁業税を納めず免許証もないままに）日本本土から直接ウルルン島に渡航していたのである。また、たとえ韓国側が日本人漁業者の違反を告発しても裁判権は日本側にあつたのだから、日本側の法令遵守が徹底しないのは当然といえば当然であつた。

その後1900（明治33）年には、韓国へ赴く日本人漁業者には旅券所持の必要がなくなり、日本国内同然の自由渡航が公然と認められることになった（木村健二『在朝日本人の社会史』、p.21、表I-12）。また同じ年に韓海通漁組合連合会が日本政府の補助金を得て設立され、日本漁業者